

## 第1回

# 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会

日 時：平成18年 2月14日

午後2：00～

場 所：水道局4階 大会議室

## 次 第

開 会

1. 委嘱状交付式

2. 市長挨拶

3. 委員紹介

4. 委員長及び副委員長選出

5. 委員長挨拶

6. 議 事

(1) 環境清美工場の現状とエネルギー回収推進施設の整備計画についての基本的な考え方について

(2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会での検討事項について

(3) 今後の策定委員会開催日程について

(4) その他

閉 会

(配布資料)

- ・ 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会名簿
- ・ 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱
- ・ 奈良県平成15年(調)第1号奈良市一般廃棄物焼却処理施設に係る調停事件の経緯
- ・ 第1回策定委員会開催に当たっての申入書

資料1 環境清美工場の現状とエネルギー回収推進施設の整備計画についての基本的な考え方

資料2-1 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会での検討事項(案)

資料2-2 エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の整備について

資料3 今後の策定委員会開催日程(案)

《策定委員会の開催概要》

- ・ 第1回奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会開催概要

# 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会委員名簿

(五十音順)

番号	氏名	役職等	備考
1	今井 範子	奈良女子大学教授	
2	岡本 志郎	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)	
3	片山 信行	奈良市ごみ懇談会会長	
4	木内 喜久子	学園大和生活学校運営委員長	
5	郡 篤 孝	奈良市清掃業務審議会会長(同志社大学教授)	
6	國領 弘治	公害調停申請人の会広報部長	
7	阪本 昌彦	公害調停申請人の会副会長	
8	佐藤 真理	弁護士	
9	竹内 寛	右京地区自治連合会会長	
10	田中 啓義	弁護士	
11	田中 幹夫	弁護士	
12	馬場 徹	奈良市自治連合会会長	
13	坊 忠一	奈良国際文化観光都市建設審議会委員	
14	前迫 ゆり	奈良佐保短期大学教授	
15	三浦 教次	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)	
16	元島 満義	市民公募委員	
17	森住 明弘	NPO法人大阪ごみを考える会理事長	
18	安田 美紗子	市民公募委員	
19	山口 裕司	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)	
20	吉田 隆一	公害調停申請人の会会長	
21	渡辺 信久	京都大学助教授	

## 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 市民のより良い生活環境の形成を目指し、計画的かつ効率的にごみ焼却施設の移転を推進するため、奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。
- (3) ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の設備及び焼却方法の変更等に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治連合会の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が適当と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会の会議において、非公開とした事項については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境清美部施設移転推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年2月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、ごみ焼却施設の移転が完了し、移転後の施設が稼働した日限り、その効力を失う。

## 奈良県平成 15 年（調）第 1 号

### 奈良市一般廃棄物焼却処理施設に係る調停事件の経緯

- ・平成 15 年 8 月 26 日  
奈良県公害審査会へ申請人吉田隆一氏外 3,194 名が調停申請書を提出  
申請人ら代理人（7 人）
- ・平成 15 年 9 月 9 日  
奈良県公害審査会開会、同日申請受理決定・調停委員 3 名選出  
調停委員（3 人）
- ・平成 17 年 4 月 27 日  
公害調停参加申立により、申請人合計 3,524 名

### 《各調停期日等の概要》

- ・平成 15 年 12 月 22 日（月）  
（第 1 回調停期日内容）
  - \* 申請人側主張  
焼却施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、同施設の操業を停止し、同施設の移転を求める  
（環境汚染、施設の立地問題、移転約束、住民間不平等、基本計画の不合理性）
  - \* 被申請人側主張  
本件焼却施設の稼働について、大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を発生させないため最大の努力を行い、操業を継続する  
（健康被害をもたらす環境汚染はない・法を遵守し建設・移転約束していない・計画と合致している）
- ・平成 16 年 2 月 13 日（金）  
（第 2 回調停期日内容）  
本調停の手続きに関する基本的確認事項として  
本調停手続きを重視し、尊重すること。本調停継続中の建替え工事には着手しないこと及び資料開示

- ・平成16年4月8日（木）  
（第3回調停期日内容）  
健康被害について。工場移転約束について。基本計画について。
  
- ・平成16年5月17日（月）  
（第4回調停期日内容）  
平成4年一般廃棄物基本計画の釈明。定期整備時の累積ごみの処理について。  
煙道70mについて。基本健康診査について。立地条件について。
  
- ・平成16年7月20日（火）  
（第5回調停期日内容）  
焼却施設の立地問題について  
地下方式発言の真意について  
健康調査について  
野積み問題について
  
- ・平成16年9月29日（水）  
（第6回調停期日内容）  
減温塔清掃ダスト及び周辺土壌の分析結果報告  
移転約束及び鍵田新市長の移転公約について
  
- ・平成16年11月24日（水）  
（第7回調停期日内容）  
本件施設の構造について  
健康被害について  
鍵田市長との面談結果及び意向について  
申請人側から提出の調停案について
  
- ・平成17年1月24日（月）  
（第8回調停期日内容）  
バイパス及び飛灰について  
調停案について
  
- ・平成17年2月24日（木）  
（第9回調停期日内容）  
大気汚染と健康被害について  
本件施設の構造について  
立地問題について  
調停案について（調停条項の検討）

- ・平成17年3月24日（木）  
 (第11回調停期日内容)  
 調停委員会と被申請人との個別審議  
 調停条項（期限、策定委員会）について  
 予算修正案可決による影響について
- ・平成17年3月28日（月）  
 (第12回調停期日内容)  
 申請人側の陳述、提案及び調停案について
- ・平成17年4月28日（木）  
 (第13回調停期日内容)  
 本件ごみ焼却施設の構造について  
 申請人調停案（修正案）について
- ・平成17年5月25日（水）  
 (第14回調停期日内容)  
 申請人側の陳述  
 申請人側調停案（修正案）に対する意見
- ・平成17年7月4日（月）  
 (第15回調停期日内容)  
 申請人側の陳述に対する意見  
 申請人意見書（第16）について（調停案）  
 調停成立のため次回期日には委員会からの調停案を提示要望
- ・平成17年7月15日（金）  
 (第16回調停期日内容)  
 調停委員会と双方代理人審議  
 調停条項について、具体的表現の検討  
 調停委員会から、次回期日に調停案を提示する予定
- ・平成17年8月19日（金）  
 (第17回調停期日内容)  
 被申請人側 藤原市長の基本姿勢、考え方を説明  
 申請人側 住民陳述  
 期限を重視してきた、期限を消した理由を明らかに。調停委員会の英断を期待する。市長には、継続性があるものと踏まえてもらわなければならない。  
 委員会 一定の期限を想定しつつ、用地確保の不安をどう解決するのか。  
 8月26日調停案提示、9月2日双方意見書、9月8日最終調停案（調印あるいは、受諾勧告を想定したスケジュール案



- ・平成17年8月26日（金）

調停委員会より「調停条項案の提示について」

9月2日までに、この調停条項案についての意見書の提出をお願いする。

提出の意見書により、第18回調停期日に調停案を示すことになる。意見書の内容によっては、受諾勧告として示すことにもなる。

調停条項案について説明

\*受諾できない部分について、受諾不可の部分、変更により受諾可能な表現等を理由も明記して意見書で出していただき、それを受けて再度調停委員会を開催する。

- ・平成17年9月2日（金）

（調停委員会の調停案に対する意見提出期限）

被申請人側「調停条項案に対する回答」提出

申請人側「調停案に対する意見書」

- ・平成17年9月8日（木）

（第18回調停期日）

10月8日までの約1ヶ月の間に、調停委員会より本日提示の第2調停案について、申請人、申請人代理人、被申請人代理人により調停委員会の第2案の主旨を市長に説明し、成立に向けて合意の調整を図る。

- ・平成17年10月19日（水）

（第19回調停期日）

前回期日を踏まえて、双方が話し合いにより合意に達した調停条項案を調停委員会へ報告、委員会として双方の話し合いの結果である調停条項に異存はない。

ただし、地方自治法の規定を尊重し、調停条項案の議会の議決を経たのち、次回期日に調停調書への調印を行い調停成立の運びとする。

- ・平成17年12月26日（月）

（第20回調停期日）

双方代理人による調停調書への調印により、調停成立。

## 調停条項

第1条 被申請人は、循環型総合リサイクル施設としての新しいごみ焼却施設（以下「新施設」という。）の建設計画をできるだけ早期に策定し、次の手順で本件ごみ焼却施設の移転を実施する。

新施設の竣工・稼働後、直ちに本件ごみ焼却施設の操業を停止するとともに、操業を停止後、速やかに同施設の解体、撤去に着手し、土壌汚染の調査を実施する。

一 平成18年3月末日までに、新施設を建設するためのごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（以下「移転建設計画策定委員会」という。）を設置する。

二 平成20年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定するものとし、用地の選定方法については、公募も視野に入れ、移転建設計画策定委員会において決定する。

三 平成23年3月末日を目標として、環境アセスメント手続きを経た上で、新施設の用地を確定（所有権又は用益権の取得）する。

四 新施設の用地確定後速やかに、新施設の建設工事に着手する。

五 新施設の建設工事着手後4年以内を目標として、新施設を竣工、稼働し、本件ごみ焼却施設の操業を停止する。

2 前項の新施設の建設にあたって、前項二ないし五記載の各目標期限までに当該事業の実施を妨げる合理的かつやむを得ない事由が生じたときは、被申請人は、移転建設計画策定委員会に諮り、上記目標期限の見直しを含め、適切な対策を講じる。

第2条 被申請人は、本件ごみ焼却施設の移転場所については、奈良市全域の中から300メートル以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住居専用地域（都市計画法）に近接しない場所の中から、環境への影響、周辺住民との共存及びごみ収集の効率面等も考慮しながら適地を選定する。

新施設は、循環型社会形成に資する施設と位置づける。

第3条 被申請人は、本件ごみ焼却施設を移転するまで、本件ごみ焼却施設の稼働にあたり、大気汚染等による申請人ら周辺住民の健康及び生活上の被害を生じさせないため、施設の構造及び環境汚染に関して必要がある場合には、移転建設計画策定委員会において検証し、適切な公害防止対策を講じる。

第4条 被申請人は、本件ごみ焼却施設の跡地利用計画を策定し実施するにあたり、跡地の調査を実施し、土壌汚染等が発生している場合には汚染土壌の除去、水質改善等の適切な措置を講じるとともに、申請人ら周辺住民の生活環境に配慮した跡地利用がなされるよう最大限の努力を行う。

第5条 被申請人は前条の実施のため、第1条第1項第三号の用地確定頃までに、跡地利用地域市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

第6条 移転建設計画策定委員会及び市民会議の委員は、市議会議員の代表、自治連合会の代表、公募による市民、学識経験者、奈良市職員並びに申請人ら及び申請人ら推薦の学識経験者をもって構成する。その委員の数は、移転建設計画策定委員会は20名程度、市民会議は10名程度とする。

第7条 移転建設計画策定委員会及び市民会議の審議は、原則として公開とする。

第8条 被申請人は、移転建設計画策定委員会及び市民会議の決定を十分尊重しなければならない。

第9条 被申請人は、移転までの間、万一本件施設において相当規模の設備及び焼却方法の変更などを行おうとするときは、その都度、移転建設計画策定委員会に諮り説明し、その意見を求めて適正な手続きにより実施する。

第10条 被申請人は、申請人らから本件施設の運用・管理に関して保管する資料の開示を求められたときは、奈良市個人情報保護条例に抵触するもの、若しくは奈良市情報公開条例に定める不開示事項に該当するものを除き、これに協力し開示する。

第11条 被申請人は、事業系ごみの分別収集の推進など、ごみの減量化施策の充実に努める。

第12条 被申請人は、ごみの減量化に一層努めることとし、申請人らもごみの減量は自らの問題と位置づけ一層減量化に努力する。

第13条 本件調停に要した費用は、各自の負担とする。

第14条 申請人らの被申請人に対する本調停による請求は、前記各調停条項によってすべて解決したものとし、申請人ら及び被申請人は、今後前記各調停条項を尊重し、信義に従い誠実に協議解決することを約する。

2006年2月6日

奈良市長 藤原 昭 殿

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会  
の第1回委員会開催に当たっての申入書

委員 吉田 隆一

委員 阪本 昌彦

委員 国領 弘治

委員 佐藤 真理

委員 田中 啓義

私たちは、委員会の民主的かつ円滑な運営を願って、本申し入れ書を提出します。委員各位に配布していただき、2月14日の第1回委員会において協議していただくことを希望いたします。

- 1 奈良市からの当日配布予定の書類は事前に送付されたい。今後も、資料は原則として1週間前までに各委員に到着するように配慮されたい。
- 2 奈良市清掃工場公害調停申請人の会作成の『公害調停の記録』を各委員に配布されたい。今後も、各委員が配布を求めた資料は、原則として事務局（奈良市職員）がコピーするなどして各委員に配布する取り扱いとされたい。
- 3 奈良県公害審査会において2005年12月26日に成立した調停の調停条項第7条により、委員会の審議は原則公開とされているところ、第1回委員会は、その予定されている審議内容からして、公開原則の例外とする理由はありません。よって、審議公開のため、記者席を含め30席以上の傍聴席を確保されたい。



#### 4 議事録について

- (1) 事務局において、議事全体をテープに録音すること。
- (2) 事務局が議事録を作成し、委員長、副委員長が確認の上、署名すること。
- (3) 委員は、議事録の内容に疑義がある等必要がある場合には、(1)の録音テープを奈良市役所内において再生・聴取できるものとする。

#### 5 委員会の年間スケジュールを決定すること。

委員会は、当面、毎月1回開催することとし、開催時刻は平日の午後6時以降、または土曜日の午前を原則とすること。

第2回期日は3月25日(土)午前または3月23日、27日、30日の午後6時からの4つの候補日の中から決定していただきたい。

#### 6 委員会で結論を出す場合には、可能な限り全会一致を目指して議論を尽くすよう運営されたい。

#### 7 用地選定について

第1回委員会で、用地選定に関する現在の準備・検討状況を、奈良市より詳細に説明していただきたい。

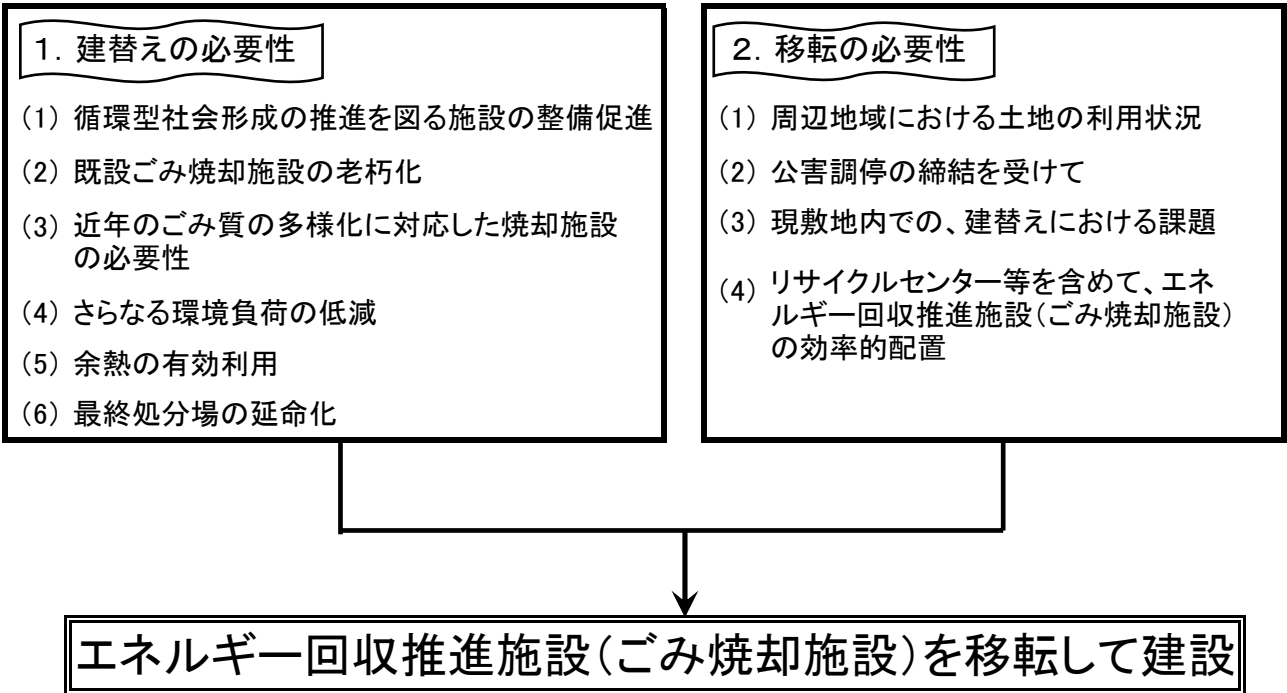
以上

環境清美工場の現状とエネルギー回収推進施設の整備計画についての基本的な考え方

I. 奈良市環境清美工場の現状

- 本市のごみ焼却施設（環境清美工場）については、稼働後すでに20年から23年を経過し、稼働率を上げて焼却能力の低下を補っているが、今後のごみ量の推移、ごみ質の多様化に対応した焼却施設の整備が必要であります。
- また、今後も引き続き適正な維持管理により稼働させていくものの、老朽化がより進むことにより、補修期間が長期に渡ったり、不良部分が増え改修による多額の整備費を要することも予想されます。
- 現工場周辺地域における土地利用状況を昭和46年の当初建設時と比較すると、区画整理事業等による急速な都市的土地利用が進み、小学校の立地、並びに多くの住宅等が建設されてきたことから、今後、よりいっそう住環境に配慮した対応が求められます。
- 平成15年8月に、周辺の地元住民より、清掃工場の移転を求める事を趣旨とした公害調停が申し立てられ、約2カ年にわたる公害調停申請人と奈良市との協議の結果、平成17年12月にごみ焼却施設の移転建設を主旨とした内容の調停条項の締結に至りました。

II. エネルギー回収推進施設の整備計画の基本的な考え方(案)



〔まとめ〕

以上のことから、奈良市として現在のごみ焼却施設を移転し、エネルギー回収推進施設として建設することを基本方針とします。

エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の建設にあたっては、移転候補地の選定及びその周辺住民の合意形成、環境アセスメントの実施、並びに施設建設等に必要期間を考慮しますと、早急に移転建設計画の策定作業を進めて行かなければならない時期に来ております。

このため、平成17年度より学識経験者、自治連合会の代表、市民から公募した者等が参画した「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」を設置し、諸事項について協議・検討いただきながら、奈良市として、循環型都市をめざすごみ焼却施設移転建設計画の策定を進めていきたいと考えております。

## 「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」での検討事項（案）

### I エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の移転候補地の選定について

#### 1 候補地選定における基本的な考え方

(1) 移転対象地域は、奈良市全域とする。

(2) 移転候補地の選定条件

- ①候補地の周辺は、300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住宅地群に近接していないこと。
- ②土地利用並びに自然環境保全の法的規制内容から、住居専用地域、風致地区、災害の発生する恐れのある区域などは、原則として含まないこと。
- ③ごみの収集・運搬効率が良い場所であること。
  - ・ごみの搬入方法として、収集車による直接搬入と、いったん中継基地（リレーセンター）に収集し、その後大型車により輸送する間接搬入が考えられる。
  - ・中継基地を設けた場合、建設費、維持管理費等が経常的に必要となります。

#### 2 候補地選定方法について

(1) ゾーン指定による候補地選定

広域候補地（1次選定）、狭域候補地（2次選定）として順次選定ゾーンを絞り込み、その後、比較検討により最終的な候補地（3次選定）を選定。

(2) エリア指定による候補地選定

市内全域から候補地選定条件にもとづき、十数カ所の候補地（空閑地のエリア）を選定し、比較検討により、最終的な候補地を選定。

(3) 公募による候補地選定

候補地選定条件を示して公募を行い、その中から最も適した候補地を選定。

これらの事項を考慮して、移転候補地の選定条件を整理し、協議・検討を進めながら、本市における最も適した候補地を選定したいと考えます。

### II リサイクルセンターの併設について

- ・本市における再生資源の中間処理施設の充実、業務の円滑化、並びに循環型社会の形成を推進していくために、市民がごみ減量を学び、リサイクルの体験を行う学習拠点機能を併せ持つリサイクルセンターの建設も必要なことから、リサイクルセンターの建設並びに焼却施設との併設の是非について検討。

### III エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の建設に必要な敷地面積について

- ・エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）を含めた移転する施設の内容、及び周辺での環境に配慮した環境保全ゾーンの配置などを含めた敷地面積が必要であると考えられます。
- ・その他、次回の建替用地の確保、リサイクルセンターの併設、災害ごみの仮集積地等も併せて検討することになれば、これらに必要な敷地面積を、追加して確保することの検討が必要であります。

第1回委員会	
資料 2-2	H18. 2. 14

## エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)の整備について

(奈良市としての考え方)

### I 最新の技術革新を採用した施設の建設

#### (1) 循環型社会形成推進交付金制度の活用

- ・本市におけるエネルギー回収推進施設の建設計画の策定においては、環境省の「循環型社会形成推進交付金」制度の活用を最大限に図ることを基本とし、交付金要綱に沿った施設整備の検討を考えております。
- ・このため、今後、奈良市一般廃棄物処理基本計画、並びに施設移転建設計画をもとに、「奈良市循環型社会形成推進地域計画」を策定し、環境省の承認を得た後、交付金を活用し建設事業を進めていくこととなります。

#### (2) 「(仮称) エネルギー回収推進施設の機種選定委員会」の設置

- ・エネルギー回収推進施設の焼却・熔融方式の検討については、他都市での建設実績、並びに最新の技術革新を考慮して、検討していきたいと考えております。
- ・検討方法としては、「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」での専門部会として、廃棄物処理の専門家が参加した「(仮称) エネルギー回収推進施設の機種選定委員会」を設けて、検討を進めて行けばと考えております。

### II 周辺地域と共存できる施設整備について

- ・エネルギー回収推進施設の建設については、相当量の熱エネルギーが発生することから、余熱を利用した施設を地域の活性化対策等に生かすための検討を考えております。
- ・余熱を利用した施設の検討については、移転建設予定地の地元自治会等と「地元協議会」を設置し、その意見を充分尊重しながら検討して行かなければと考えます。

### III 効率的な施設建設並びに運営のあり方について

- ・平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が制定され、既に全国のごみ焼却施設においても、数件でPFI事業手法を導入して運営されております。
- ・PFI事業手法は、施設建設費の平準化、低廉かつ良質な公共サービスの提供、及び民間企業による経済の活性化に非常に有効な手法であると言われており、今後、エネルギー回収推進施設の移転位置、並びに施設規模が概ね固まった時期において、施設の建設並びに運営について、PFI事業手法導入の可能性の有無を検討したいと考えております。



## 今後の策定委員会開催日程（案）

回数	日程	検討事項
[平成17年度] 第1回	平成18年 2月14日	(1) 委嘱状の交付 (2) 正・副委員長の選出 (3) 委員会の設置主旨、並びにエネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)整備計画策定に向けての概要説明
第2回	平成18年 3月下旬	(1) エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)整備計画策定に向けての基本方針(案)について (2) 移転候補地の選定条件(案)の検討 (3) 他都市における最新施設等について、事例報告
[平成18年度] 第3回	平成18年 5月下旬	(1) 奈良市一般廃棄物処理基本計画の説明 (2) 移転候補地の選定(1次選定) (3) 施設の規模設定について
第4回	平成18年 7月下旬	(1) 移転候補地の選定(1次選定) (2) 他都市の施設視察について
第5回	平成18年 9月下旬	(1) 移転候補地の選定(1次選定まとめ) (2) リサイクルセンター等の併設について (3) 施設の建設に必要な敷地面積について
第6回	平成18年10月下旬	(1) 他都市の施設視察 ※ 県外・県内の他都市の施設を視察予定
第7回	平成18年11月下旬	(1) 移転候補地の選定(2次選定) (2) 地域と共存できる施設整備について
第8回	平成19年 1月下旬	
第9回	平成19年 3月下旬	(1) 移転候補地の選定(2次選定まとめ) (2) 中間報告

※ 開催日程並びに検討事項については、あくまで予定スケジュールであり、委員会での進捗状況、検討事項の追加等により変更することがあります。

## 〔平成19年度の予定〕

- ① 平成18年度に引き続き、策定委員会を開催し、協議・検討を進め、「奈良市エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)整備計画」の策定を完了出来ればと考えております。
- ② 開催予定としては、2箇月に1回程度(年約6回)の開催を考えております。

<b>第 1 回委員会</b>	
開催概要	H18. 2. 14

## 第1回 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会

### 開催概要

日 時 平成18年2月14日（火）

14:00～16:30

場 所 奈良市水道局4階 大会議室

### 【次 第】

開 会

- 1 委嘱状交付式
- 2 市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長及び副委員長選出
- 5 委員長挨拶
- 6 議 事

- (1) 環境清美工場の現状とエネルギー回収推進施設の整備計画についての基本的な考え方について **【資料 1】**
- (2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会での検討事項について **【資料 2-1】【資料 2-2】**
- (3) 今後の策定委員会開催日程について **【資料 3】**
- (4) その他

閉 会

〔配付資料〕

- ・ 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会名簿
- ・ 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱
- ・ 奈良県平成15年（調）第1号奈良市一般廃棄物焼却処理施設に係る調停事件の経緯
- ・ 第1回策定委員会開催に当たっての申入書
- ・ 資料1 環境清美工場の現状とエネルギー回収推進施設の整備計画についての基本的な考え方
- ・ 資料2-1 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会での検討事項（案）
- ・ 資料2-2 エネルギー回収施設（ごみ焼却施設）の整備について
- ・ 資料3 今後の策定委員会開催日程（案）

## 第1回 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会 参加者名簿

区分	氏 名	役 職 等
委員長	郡 嶋 孝	奈良市清掃業務審議会会長(同志社大学教授)
委員	今井 範子	奈良女子大学教授
〃	岡本 志郎	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)
〃	片山 信行	奈良市ごみ懇談会会長
〃	木内 喜久子	学園大和生活学校運営委員長
〃	國領 弘治	公害調停申請人の会広報部長
〃	阪本 昌彦	公害調停申請人の会副会長
〃	佐藤 真理	弁護士
〃	竹内 寛	右京地区自治連合会会長
〃	田中 啓義	弁護士
〃	田中 幹夫	弁護士
〃	馬場 徹	奈良市自治連合会会長
〃	坊 忠一	奈良国際文化観光都市建設審議会委員
〃	前迫 ゆり	佐保短期大学教授
〃	三浦 教次	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)
〃	元島 満義	市民公募委員
〃	(欠席)森住 明弘	NPO法人大阪ごみを考える会理事長
〃	安田 美紗子	市民公募委員
〃	山口 裕司	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)
〃	(欠席)吉田 隆一	公害調停申請人の会会長
〃	(欠席)渡辺 信久	京都大学助教授
市長	藤原 昭	
事務局	平岡 譲	環境清美部長
〃	豊田 正博	環境清美部次長
〃	大福 啓司	環境清美部企画総務課長
〃	奥田 勉	環境清美部環境清美工場長
〃	北林 隆雄	環境清美部施設移転推進室長
〃	田中 正信	環境清美部施設移転推進室長補佐
〃	松本 博文	環境清美部施設移転推進室長補佐
〃	吉住 之宏	環境清美部施設移転推進室長補佐
〃	棚田 整	環境清美部施設移転推進室主任
〃	平木 典次	環境清美部施設移転推進室主任
コンサルタント	佐藤 享	(株)環境工学コンサルタント

敬称略

## (議事録概要)

### 1 委嘱状交付式

対象委員 21 名に対し、市長より委嘱状が交付された。内 3 名は欠席。

### 2 市長挨拶

### 3 委員紹介

委員紹介に続いて、事務局より本日の出席状況について、委員総数 21 名の内出席委員数 18 名で過半数以上により、委員会は成立している旨の報告を行った。

### 4 委員長及び副委員長選出

委員長には、郡 篤 孝 氏が全会一致で選ばれたが、副委員長の選出あたりは、2 名という意見と 1 名という意見があり結論に達せず、次回委員会へ持ち越しされた。

### 5 委員長挨拶

### 6 議 事《意見要約》

#### 【策定委員会設置要綱について】

- ・ 設置要綱中、所掌事務列挙において公害調停条項第 3 条「被申請人は本件ごみ焼却施設を移転するまで、本件ごみ焼却施設の稼働にあたり、大気汚染等による申請人ら周辺住民の健康及び生活上の被害を生じさせないため、施設の構造及び環境汚染に関して必要がある場合には、移転建設計画策定委員会において検証し、適切な公害防止対策を講じる。」が欠落しており、設置要綱に文言を加える必要がある。

#### 【(1) 環境清美工場の現状とエネルギー回収推進施設の整備についての基本的な考え方について】及び

#### 【(2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会での検討事項について】

- ・ 説明の中で、環境への影響・周辺住民との共存ということは触れておらず、内容が不十分であると思う。本委員会は調停条項で約束されているわけで、これに沿って進めていく必要がある。【資料 2-2】は時期尚早であると思う。また、【資料 1】のお金の問題や機種選定については非常に大事な問題であるが、現段階では 2 年間で用地選定をしていかなければならず、ちょっと早いと思う。まして、Ⅲなどについて色々議論があると思うが、

この提示の仕方について若干抵抗がある。むしろ速やかに用地選定を行って、10月段階で合意に達する必要があるので、今の段階での用地選定における進捗状況を紹介していただくことに留めるべきであると思う。

- ・ 説明のあった【資料2-1】「候補地選定方法について」が最も重要である。選考方法の(1)(2)(3)の選定方法で、どういった長所・短所があるのか、公募による候補地も含めてどう考えているのか。
- ・ 基本的な考え方の位置付けとして、本委員会共通の認識としての「安全」という言葉がない。公共施設はやはり移転の計画を進める上でも、出来上がった施設の安全性を考える必要があると思われるので、文言として加筆可能か否か議論いただきたいと思う。今後の検討事項となることかもしれないが、候補地選定の基本的な考え方の中で「ごみ収集運搬効率のよい場所ということで中継基地を設けた場合」と明文化されているが、この場合、中継基地の用地選定についても、本委員会で議論していかなければならないものではないかと思う。
- ・ 候補地選定方法の中で、奈良市の塩漬け土地も盛り込んでおいてはどうか。また、土地の前提を最優先にしての進め方に間違いはないが、エネルギー回収推進施設を持ってくるとすれば、コンセンサスを得るためにはどのようなものを持ってくるかということになる。そこで、エネルギーを地域活性化のためのサーマルリサイクルのみならず、地域でいちばん関心が高いと考えられる雇用という事項を謳っておく必要があると思う。
- ・ エネルギー回収推進施設がどのようなものか見えてこないと思う。環境影響評価的な数字が何時出るのかこの表では解らないが、例えば基本条件として、候補地の周辺300m以内に学校・幼稚園云々がなくとあるが、この300mが適当かどうか、また他にも考慮すべき施設があるような気がする。

#### 【(3) 今後の策定委員会開催日程について】

- ・ 大まかなスケジュールとして、平成20年3月末を目標に候補地を選定しなければならないことに対して、平成18年度では2ヶ月に1回策定委員会を開き、11月下旬に地域候補地の2次選定まで行き、平成18年度末に中間報告として取り纏め、その後平成19年度の予定ということになる。飽くまでもこれは予定であり、委員会の中で議論の必要あると思われる事項があれば、随時指摘をいただきながら、追加協議をしていきたい。

#### 【(4) その他】

- ・ 今後の委員会は、できれば月 1 回程度開催し、長くても 3 時間で終わることが望ましいと思う。
- ・ すべて資料は、1 週間前に各委員に届くようお願いしたい。事前に委員各位が意見を出し、各々その意見を伝えるという形でやれば、効率的な議論ができるのではないか。
- ・ 委員会の趣旨に沿った資料や意見を出して、それを配布するということは了解願いたい。むしろ、回数を増やすと市外の方は大変ですから、そういったことを運用していただきたい。
- ・ 市長より、守秘義務の順守の旨お願いがあったが、用地選定には色々問題があり、むしろ全部オープンにしていくことこそが最も良い方法であると思う。考え方は多様であるが、安易に秘密にするのではなくこの場できちんと議論することこそ大切である。
- ・ できれば、民有地で選ぶのではなく県や奈良市が所有の官有地・公共地が望ましいと思うが、ご検討いただきたい。
- ・ 次回の検討事項において、「エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）整備計画策定に向けての基本方針（案）について」を提示される中で、エネルギー回収推進施設がどういうものか、ご説明いただきたい。これは、焼却することを前提に話すと、リサイクルの問題やその他プラスチックの問題或いは、分別収集が省かれているので、もう少し幅広く分別を含めた形で進めていただきたい。
- ・ 次回、紹介いただく事例の中で、できれば失敗事例を出していただきたい。
- ・ 様々な事例を見ていただいた中で、特にエネルギー回収推進施設が大事だということがあり、どういった方式や形があって、どういうメリット・デメリットがあるかを中心に、客観的に評価できる資料を作っていただければと思う。
- ・ 次回、運搬トラック等の台数や交通上に関するデータは提示していただけるのか。施設そのものではなく、周辺環境ということでかなりトータル

な議論をしていかないと旨く選定位置が挙がってこないとおもわれるので、施設を建設するにあたり色々な内容を提示いただけるとありがたい。

**【決定事項】**

- \* 次回の策定委員会は、3月30日午後6時から開催することに決定された。
  
- \* 傍聴の抽選は、開催日に行わず事前に公平な抽選を行う。
  
- \* 効率的に議論を行うために、資料（議事録を含む）は開催日の1週間前に届ける。